

宅配BOX「スマポ」レンタル約款

株式会社アクセル

第1章 総則

第1条(本約款)

株式会社アクセル(以下「当社」といいます)は、「宅配BOX「スマポ」レンタル約款」(以下「本約款」といいます)を定め、本約款に基づき利用申込を行い、当社がこれを承諾した申込者(以下「利用者」といいます)に対し、次条に定めるサービス(以下「本サービス」といいます)を提供するものとします。

第2条(本サービスの内容)

1. 本サービスの内容は以下のとおりとします。

- ①宅配BOX「スマポ」(以下「本商品」といいます)のレンタルサービス【提供元:当社】
- ②カギ・水まわり・ガラスのトラブルサービス【提供元:株式会社ライフイン24】
- ③お財布サポート byえらべる倶楽部(※バリュープラン加入時のみ)【提供元:当社/Webサイト運営元:株式会社JTBベネフィット】
- ④つながる修理サポート(W)【提供元:匠ワランティアンドプロテクション株式会社】

第3条(最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、当社が利用者に対して本商品を引渡した日の属する月を1ヵ月目とする36ヵ月目の末日までとします。

第4条(利用料金)

1. 利用者は、当社の定める毎月の利用料金を、当社の定める支払方法に基づき、当月末日締め翌月末日までに、当社に対し支払うものとします。
2. 当社は、本サービスの契約期間中、経済事情の変動等により必要が生じた場合は、利用者に対し通知することで、利用料金を変更できるものとします。

第5条(第三者委託)

当社は、本商品の納入・設置・撤去に関する業務及び利用料金を集金する業務、その他本サービスに関する業務を、任意の第三者に委託することができるものとします。

第6条(権利譲渡の禁止)

利用者は、本サービスに基づく権利・義務の一部または全部を第三者に譲渡し、もしくは、担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

第7条(秘密保持)

利用者は、本サービスに関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を、第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

第8条(通知)

1. 当社から利用者に対する通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載またはその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日(ただし、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日)に利用者へ到達したものとみなすものとし、電子メールの送信またはファックスの送信による場合は、当該電子メールもしくは当該ファックスが送信された時点で利用者へ到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で利用者へ到達したものとみなすものとします。
3. 利用者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第9条(報告義務)

1. 利用者は、その氏名、商号、代表者、住所または連絡先等を変更する場合、当社の指定する方法により、当社に対し速やかに連絡するものとします。
2. 利用者が前項に基づく連絡を怠った場合に生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

第10条(期限の利益の喪失、及び解除)

1. 利用者は、以下の各号のいずれかに該当した場合には、当然に期限の利益を失い、当社に対し、本サービスに基づく債務全額を直ちに支払わなければならないものとします。
 - ①本約款の各条項のいずれかに違反したとき。

- ②第三者から差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てを受け、または、受けることが明白であるとき。
 - ③破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始を自ら申し立て、または、第三者から申し立てられたとき。
 - ④支払停止もしくは振出した手形、小切手等が不渡りとなったとき、または、手形交換所から不渡り処分を受けたとき。
 - ⑤営業停止または営業許可取消等の処分を受けたとき。
 - ⑥死亡したとき、または解散決議をしたとき。
 - ⑦当社に対する金銭債務その他の債務の履行を一度でも遅滞したとき。
 - ⑧財務状態が著しく悪化し、または、そのおそれがあると認められるとき。
 - ⑨当社との間の信頼関係を著しく毀損したとき。
 - ⑩当社の名誉、信用を失墜させ、もしくは重大な損害を与え、または、そのおそれがあるとき。
 - ⑪自己、もしくは法人格、役員または幹部社員が、民事訴訟もしくは刑事訴訟の対象(捜査報道がされた場合を含みます)となったとき、または、そのおそれがあるとき。
2. 当社は、利用者が前項各号のいずれかに該当した場合、事前の通知または催告を要することなく、本サービスを解除することができるものとします。

第11条(解約)

1. 利用者は、本サービスの契約期間中といえども、当社の指定する方法で当社に対し通知することで、本サービスを解約することができるものとします。ただし、最低利用期間中の解約については、当社の定める契約解除料を当社に対し支払うものとします。
2. 当月25日(25日が土日祝日の場合は直前の平日)までに前項に定める通知を当社が受領した場合は当月解約とし、それ以降は翌月解約とします。

第12条(遅延損害金)

利用者は、本サービスに関する料金等、本約款に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、当社に対し、支払期日の翌日より完済に至るまで年14.6%の割合による支払遅延損害金を支払うものとします。

第13条(損害賠償)

利用者は、本サービスの利用に伴い、当社または第三者に損害を与えた場合、その損害(逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとする。)を全額賠償するものとする。

第14条(免責)

1. 当社は、利用者に対し、本サービスの有用性または利用者の使用目的への適合性については責任を負わないものとします。
2. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令等の改正、政府の行為その他の不可抗力により、当社が本サービスに関する債務の一部または全部を履行できない場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、前項に定める他、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、本サービスに関し利用者または第三者に生じた直接的または間接的な一切の損害(特別損害を含む)について、責任を負わないものとします。

第15条(本約款の変更)

1. 当社は、利用者に対し事前に通知することにより、本約款の内容を変更することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づき本約款の内容を変更した場合、変更後の内容を、当社が指定する方法により利用者に対し通知するものとします。
3. 本約款の内容が変更された場合、その変更日以降、変更後の本約款の内容が適用されるものとします。

第16条(合意管轄)

本サービスに関連して紛争が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第17条(誠実協議)

本約款に規定のない事項及び本約款の解釈に疑義が生じた場合には、利用者当社間にて誠実に協議の上、これを解決するものとします。

第18条(反社会的勢力の排除)

1. 利用者は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「暴力団員等」といいます)
 - ②暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
 - ③自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者
 - ④暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ②脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ③その他前各号に準ずる行為
3. 利用者が前2項に違反したときは、当社は、通知催告を要せず、本サービスを直ちに解除することができるものとします。なお、当該解除により利用者に損害が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負わないものとします。

第2章 宅配BOX「スマポ」レンタルサービス

第19条(サービス①の内容)

宅配BOX「スマポ」レンタルサービス(以下「サービス①」といいます)は、当社が提供する本商品を利用者の指定する場所に設置し、利用者によってレンタルすることで、利用者の宅配物の受取りをサポートするサービスになります。

第20条(納入・設置)

当社は、本商品を、利用者の指定する場所(日本国内に限り、かつ日本国政府が定める避難指示区域を除きます)に納入し、設置するものとします。

第21条(検査)

1. 利用者は、当社が本商品を納入したときより7日以内(以下「検査期間」といいます)に本商品の検査を行い、本商品の瑕疵または初期不良等を発見した場合、製造元メーカーに対し通知するものとします。また、この場合、当社は、本商品を同品質の代替品に交換し、当社の費用負担により再設置するものとします。
2. 利用者が検査期間内に検査結果を当社に対し通知しなかったときは、検査に合格したものとみなします。

第22条(設置・撤去等にかかる費用)

本商品の納入の際の設置作業に係る費用(初期費用)及び返還の際の撤去・返送作業に係る費用等については、特段の定めがある場合を除き、利用者が負担するものとします。

第23条(所有権)

本商品の所有権は、当社に帰属するものとします。

第24条(危険負担)

本商品の納入前に本商品の滅失または毀損が生じた場合は、利用者の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社が危険を負担するものとし、納入後に本商品の滅失または毀損が生じた場合は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、利用者が危険を負担するものとします。

第25条(本商品の使用・保管)

1. 利用者は、本商品を、善良な管理者の注意をもって使用・保管するものとし、これに要する諸費用等は、利用者自身が負担するものとします。
2. 利用者は、事前に当社の承諾を得ることなく、次の行為を行わないものとします。
 - ①本商品を、初回設置場所以外に移設すること。
 - ②本商品を第三者に譲渡し、転貸し、または改造すること。
 - ③本商品に貼付された当社の所有権を明示する標識等を除去し、または汚損すること。
 - ④本商品について、質権または譲渡担保権、その他当社の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
 - ⑤本商品を、不法行為その他不当な目的のために使用すること。
3. 利用者は、本商品について、第三者から強制執行その他法律的・事実に侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを当社に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとします。

第26条(所有物の保管責任)

当社は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、利用者が本商品内にて保管していた利用者の所有物に関し滅失・毀損・盗難事故等が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第27条(本商品の滅失・毀損)

利用者は、自己の責に帰すべき事由により、本商品を滅失(修理不能、所有権の侵害を含む)または毀損(所有権の制限を含む)した場合、当社に対し、別途当社が定める本商品(新品)の定価相当額または本商品の修理代金相当額を支払い、かつ当社に損害が生じたときはこれを賠償するものとします。

第28条(本商品の修理・交換)

1. 利用者は、利用者の故意・過失、その他利用者の責に帰すべき事由による場合を除き、自然故障等によりメーカー保証の範囲を越えて

本商品(これに付随する鍵・キーシリンダー等を含みます)が損傷し、または正常に作動しなくなった場合、当社指定の方法により当社の指定する連絡先に通知し、本商品の修理または交換を申し出るものとします。

2. 当社は、前項の申し出を認めた場合に限り、本商品を修理または交換するものとします。なお、当該修理または交換にかかる撤去費用及び設置費用等については、初回は当社が負担するものとし、それ以降は利用者が負担するものとします。

第29条(本サービス終了時の措置)

1. 利用者は、解除、解約その他の理由により本サービスの利用が終了した場合、当社に対し、本商品を現状有姿にて、当社の指定する期日までに、当社の指定する場所に返還するものとします。
2. 利用者は、前項に定める本商品の返還を怠った場合、当社が定める未返却損害金をお支払いいただく場合があるものとします。

第3章 付帯サービス

第30条(カギ・水まわり・ガラスのトラブルサービス)

1. カギ・水まわり・ガラスのトラブルサービス(以下「サービス②」といいます)は、当社が提携している株式会社ライフイン24(以下「ライフイン」といいます)が提供する、利用者の居宅における鍵の故障に係るトラブル対応、水詰まり、ガラスの破損等に対する修理・交換を行うサービスになります。なお、サービス②の利用料は有償とし、ライフインが別途定める特別価格とします。
2. サービス②の利用を希望する利用者は、別途ライフインの指定する電話番号に連絡し、ライフインまたはライフインの指定する修理業者による訪問日時を調整するものとします。
3. サービス②のサービス詳細は、ライフインが定める「カギ・水まわり・ガラスのトラブルサービス 規約」に定めるものとし、利用者は当該規約を遵守するものとします。

第31条(お財布サポート byえらべる倶楽部)

1. 「お財布サポート byえらべる倶楽部」(以下「サービス③」といいます)は、当社の提携先である法人または団体(以下「提携先」といいます)が提供する暮らしやレジャーに役立つサービスや情報等を、利用者に対し提供するサービスになります。
2. サービス③の提供にあたり、利用者には当社が提携している株式会社JTBベネフィット(以下「JTBベネフィット」といいます)が管理運営する「えらべる倶楽部」に加入いただくものとし、利用者は、本約款の他、JTBベネフィットが定める「えらべる倶楽部ライフ 利用規定」を遵守するものとします。

第32条(つながる修理サポート(W))

1. つながる修理サポート(W)(以下「サービス④」といいます)は、当社が提携している匠ワランティアンドプロテクション株式会社(以下「匠ワランティ」といいます)が提供する、利用者の所有する端末機器に修理が必要になった場合に、修理業者を手配し、修理サポートを行うサービスになります。
2. サービス④のサービス詳細は、匠ワランティが定める「つながる修理サポート(W)規約」に定めるものとし、利用者は当該規約を遵守するものとします。

第33条(付随性)

理由の如何にかかわらずサービス①の提供が終了した場合、サービス②、サービス③及びサービス④の提供も同時に終了するものとし、利用者は、別段の定めがある場合を除き、「えらべる倶楽部」から退会するものとします。

以上

制定日:2018年4月1日